一般社団法人日本太陽エネルギー学会 表彰規程

- 第1条 本学会員を対象として、本会に日本太陽エネルギー学会、学会賞(学術部門)、学会賞(技術部門)、 論文賞、奨励賞、奨励賞(学生部門)、功労賞および社会貢献賞を設定し、通常総会もしくは総会後の懇親会において会長が表彰を行う。
 - 2. 表彰の対象「太陽エネルギー利用技術」に関わる研究・開発および実用化技術を対象とし、「太陽エネルギー利用技術」とは、広く再生可能エネルギー利用および省エネルギー技術を含むものとする。
- 3. 表彰資金には本学会が設定する資金を充当する. 第2条 学会賞は以下の業績を挙げた本会会員もしく は団体会員に贈呈する.
 - (1) 学会賞(学術部門): 太陽エネルギー利用技術 に関する学術分野において,長年にわたり優秀 で貴重な研究を行い,学術上特に顕著な業績を 挙げた本会会員もしくは団体会員.
 - (2) 学会賞(技術部門): 太陽エネルギー利用技術 に関する技術分野において,優れた技術開発を 行い,その技術が実用化され,社会に対し特に 顕著な貢献をした本会会員もしくは団体会員.
 - 2. 学会賞は各々原則として2件以内とする.
- 第3条 論文賞は受賞候補者推薦の年から起算して過去2年間に日本太陽エネルギー学会誌「太陽エネルギー」(以下,学会誌という)に発表された論文のなかから優秀と認められる論文の著者に贈呈する.なお,表彰の対象となる論文の筆頭著者は本会会員に限る.連名者も表彰の対象となるが,会員外の者が含まれるときはその者を除く.
 - 2. 論文賞は、1年度あたり原則として3件以内とする.
 - 3. 論文賞の論文の内, 最優秀と認められる論文に, 最優秀論文賞を与えることができる. また, 太陽 熱利用分野において最優秀と認められる論文に, 押田賞を与えることができる.
- 第4条 奨励賞および奨励賞(学生部門)は本学会が 主催する当該年度の研究発表会において発表し、 かつ奨励賞は次の第一号に、奨励賞(学生部門) は同第二号に該当する論文のなかから、優秀と認 められる論文の主たる著者に贈呈する.
 - (1) 主たる著者が発表会開催の日に満35歳以下である論文.

- (2) 主たる著者が発表の日に学生(大学院生を含む) である論文. ただし発表確認書を提出したもの に限る.
- 2. 表彰の件数は、奨励賞、奨励賞(学生部門)いずれも1年度あたり数件とする.
- 3. 奨励賞, 奨励賞(学生部門)の内, 最優秀と認められる論文の主たる著者に「伊藤直明賞」を贈呈する. ただし資金が終了した時点で、「伊藤直明賞」は終了する.
- 第5条 功労賞は本会の発展に功績があった会員に、 対し、功労賞をもって顕彰する.
- 2. 功労賞は、原則として1年度あたり1名とする. 第6条 社会貢献賞は、本会会員もしくは一般を問わず、太陽エネルギー利用技術(物品および知識)の社会への普及に特に大きな貢献をしたものに贈呈する.(個人もしくは団体)
 - 2. 社会貢献賞は、原則として1年度あたり2件以内とする.
- 第7条 過去における受賞者は、同一テーマの論文等 により同一種類の賞を、受賞年を含む5年以内は 再受賞できない。
- 第8条 受賞侯補者の推薦並びに受賞者の選考は別に 定める日本太陽エネルギー学会表彰選考要領に よって行う.
- 第9条 賞金資金にあてる目的で,寄付があった場合, その寄付金等の取扱いについては,寄付者の意志・ 金額に応じ、理事会の議を経てこれを定めること ができる.

(平成元年2月23日制定)

(平成2年11月5日一部改定)

(平成5年7月20日一部改定)

(平成6年9月16日一部改定)

(平成8年7月10日一部改定)

(平成11年3月9日一部改定)

(平成14年9月15日一部改定)

(平成16年3月17日一部改定)

(平成17年7月22日一部改定)

(平成18年3月9日一部改定)

(平成26年1月9日一部改訂)

(平成27年1月8日一部改訂)